

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日常生活用具)
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第8の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第77条第1項第6号に規定する事業として、 <u>在宅の重度心身障害者(児)及び難病患者等(以下「在宅障害者等」という。)</u> に対し、 <u>日常生活用具(以下「用具」という。)</u> の給付又は貸与(以下「給付等」という。)を行うことにより、 <u>日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進と自立の支援に寄与することを目的とする。</u>

独自利用事務の関連規範		荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
-------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第五節
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給又は日常生活用具の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第五節
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2

根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報3

根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 口	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5節
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第7条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日常生活用具費の支給又は日常生活用具の貸与の申請に係る事実についての変更に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 八	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5節
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 イ	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5節
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ロ	荒川区障害者(児)日常生活用具給付等要綱 第5条 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領 第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5節
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該給付を受ける者又はその扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--